



答 申 第 795 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 11 月 26 日付け神都計公第 655 号-1 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを
活用した購入者情報システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 シニア層を対象とした企画乗車券の交付事業において、マイナンバーカードを活用した購入者情報システムを導入し、電子計算機処理することは、利用者の利便性の向上に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神鉄シニア利用促進パス事業に係るマイナンバーカードを
活用した購入者情報システムの導入について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 795

【神鉄シニア利用促進パス購入者情報】

- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・購入日時
- ・購入場所
- ・購入枚数
- ・購入方法（マイナンバーカード・引換券）
- ・購入券種（シーパスワン・シーパスワン plus）
- ・購入券の発券番号
- ・特記事項（資格喪失事由，資格喪失日）



答 申 第 7 9 6 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和元年 11 月 26 日付け神都計公第 655 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神鉄シニア利用促進パス事業におけるマイナンバーカードの
電子証明書照合のための J-Lis 等との結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 シニア層を対象とした企画乗車券の交付事業において、マイナンバーカードを活用した購入者情報システムを導入し、マイナンバーカードの電子証明書を照合するため J-Lis 等と電子計算機を結合することは、利用者の利便性の向上に寄与し、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

神鉄シニア利用促進パス事業におけるマイナンバーカードの
電子証明書照合のためのJ-Lis等との結合について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙
答申 796

【神鉄シニア利用促進パス購入者情報】

- ・氏名（漢字・カナ・アルファベット）
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・特記事項（資格喪失事由，資格喪失日）